

平成22年12月20日

三鷹市議会議長 田 中 順 子 様

厚生委員長 吉 野 和 之

厚生委員会管外視察結果報告書

本委員会は、平成22年度管外視察を下記のとおり実施したので報告いたします。

記

1 視察期日

平成22年10月25日（月）から10月26日（火）まで

2 視察先

東根市（山形県）、仙台市（宮城県）

3 視察項目

(1) 子ども・子育て支援施策（東根市）

本市では、本年度から子ども政策部を設置し、三鷹市子ども憲章及び三鷹市子育て支援ビジョンに掲げた子ども施策の一層の充実を目指しているところである。さらに、第3次三鷹市基本計画（第2次改定）の最重点プロジェクトの一つである「子ども・子育て支援プロジェクト」の総合的な推進体制を整備するとともに、本年3月には三鷹市次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定したところである。本計画では重点課題を整理し、子育て相談事業と在宅子育て支援の拡充や保育所入所待機児童の解消に取り組むとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けて市が率先して数値目標を設定するなど積極的に取り組んでいるところである。

そこで、本市議会としても、子ども・子育て支援の取り組みに係る効果と課題を検証し、さらなる施策展開の参考とするため、先進事例の視察を実施した。

(2) いきいき市民健康プラン（仙台市）

本市では、健やかで心豊かな生活を実現するため、「三鷹市健康・福祉総合計画2010」を策定し、ライフステージに応じた健康づくりの視点から、発病を予防する一次予防を重視するとともに、疾病の二次予防、三次予防を積極的

に進め、介護予防の充実や健康寿命の延伸に取り組んできたところである。さらに、本計画に基づき具体的でわかりやすい三鷹市健康づくり目標「市民も地域も健康みたか2010」を定め、市民が主体的に健康づくりに取り組むための地域の健康環境の整備に努めているところである。

そこで、本市議会としても、健康づくり推進の取り組みに係る効果と課題を把握し、今後の健康づくり施策の参考とするため、先進事例の視察を実施した。

(3) 市民活動サポートセンター（仙台市）

本市では、市民活動支援や協働のまちづくりを推進するとともに、まちづくりに関する市民参加の窓口機能を一層拡充するため、平成15年12月に市民協働センターを開設したところである。柔軟で試行的な運営を行う中で、平成19年度に公設協働運営へ移行し、平成21年度からは指定管理者制度を導入し、さらなる市民サービスの向上と管理経費の縮減を図るとともに、市民がいきいきと暮らせる「輝くまち三鷹」の実現を目指しているところである。なお、本年度は、本施設が開設から5年を経過したことや施設の利用状況等をかんがみ、評価委員会を設置し第三者評価を行っているところである。

そこで、本市議会としても、市民活動支援の取り組みに係る効果と課題を把握し、今後の市民協働センター運営の参考とするため、先進事例の視察を実施した。

4 出張者

(1) 厚生委員

吉野 和之、岩見 大三、寺井 均、嶋崎 英治、田中 順子、
大城 美幸

(2) 同行職員

子ども政策部長 酒井 利高

(3) 随行職員

議会事務局調査係 田中 亘

子ども・子育て支援施策

1 取り組みの目的及び経緯

東根市は、「子育てするなら東根市」というキャッチフレーズのもと、平成17年にオープンした総合保健福祉施設「さくらんぼタントクルセンター」を拠点としたさまざまな子育て支援に取り組むとともに、平成20年度からは、従来の子育て関連事業を大幅に拡充した「子育て応援5つ星事業」を実施し、子育て環境の整備を図っている。こうした取り組みが高く評価され、平成20年に「第3回につけい子育て支援大賞」を全国の市で初めて受賞した。平成22年度からは、「子育て応援マニフェスト2010」として、6つの事業に取り組む、特に「子どもの遊び場設置事業」では、子育てに要する経済的な負担の軽減とともに子どもの視点に立った取り組みを進めている。

2 さくらんぼタントクルセンター

(1) オープンまでの経緯

平成11年8月	東根市福祉のまち整備促進委員会より要望書提出
9月	市議会に請願書提出（採択） 東根すこやか・やすらぎの郷建設事業として振興実施計画計上
平成12年8月	第1回～第5回市民検討委員会（一般公募）の開催
平成13年3月	東根すこやか・やすらぎの郷建設事業基本構想策定
8月	第6回～第10回市民検討委員会の開催
9月	基本設計
平成14年6月	実施設計
平成15年8月	建設工事着手
12月	運営準備検討委員会
平成16年3月	総合保健福祉施設「さくらんぼタントクルセンター」に名称決定（公募）
平成17年4月	オープン

(2) 施設の概要

ア 建物用途	総合保健福祉センター及び子育て支援施設（複合建築物）
イ 敷地面積	1万6,947.05平方メートル
ウ 施設規模	建築面積 4,829.59平方メートル 延べ床面積 8,572.82平方メートル
エ 構造	鉄筋コンクリート造地上4階建て

- オ 附帯施設 駐車場230台、すこやか広場、外構
 カ 総事業費 約33億4,000万円
 (国庫補助金：9,775万円、県費：4,887万4,000円、地総債
 : 20億600万円、起債：1億9,440万円、創生：8,936万
 5,000円、その他：9億416万6,000円)
 ※維持管理事業費(平成21年度決算額) 5,790万3,788円

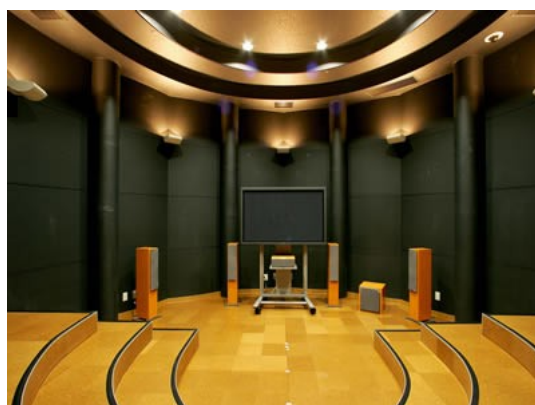
(3) 施設の主な機能

- ア 子育て支援エリア
 (ア) ひがしね保育所
 (イ) 地域子育て支援センター
 (ウ) 遊びセンター(けやきホール)
 イ 保健エリア
 (ア) 保健センター
 ウ 福祉エリア
 エ 医療エリア
 (ア) 休日診療所
 オ 共有エリア
 (ア) ふれあいプラザ
 (イ) 大ホール
 カ 事務エリア

けやきホール



子どもシアター



出典：さくらんぼタントクルセンター
 ホームページ

(4) 施設の特徴

- ア 複合施設として多機能集積
 イ 環境に配慮した省エネルギー構造
 熱源オール電化方式、氷蓄熱式空調システム(エコ・アイス)、蓄熱式電気床暖房、オール電化厨房、電気温水器
 ウ バリアフリー
 人に優しいハートビル法に適合し、一部補聴システムを備えた、誰もが使いやすいバリアフリーの施設
 エ NPO法人への運営委託
 管理運営業務委託料 3,318万305円
 オ 低利用料金設定

3 子育て応援5つ星

- (1) 妊婦健診費用助成の拡大(平成20年4月～)

7回分を助成

※平成21年度から14回分を助成（国庫補助）

(2) 未就学児の医療費無料（平成20年7月～）

所得制限なし

(3) 休日保育の実施（平成20年4月～）

ア 対象者：市内に住所を有し、保護者が仕事などで保育できない子ども
（満1歳以上）

イ 実施施設：ひがしね保育所

ウ 対象日：日曜日・祝日、1月2、3日及び12月29～31日

エ 保育時間：午前7時～午後6時

オ 定員：1日30人まで

カ 利用料：3歳未満児1,050円（4時間以内）、2,100円（4時間超）
3歳以上児 850円（4時間以内）、1,700円（4時間超）

(4) 小学生入院医療費無料化（平成20年7月～）

所得制限なし、償還払い

(5) 父子家庭の医療費無料化（平成20年7月～）

18歳以下の子を扶養する所得税非課税の父子、償還払い

4 子育て応援マニフェスト2010

(1) 自分の責任で自由に遊ぶ

「屋外版子どもの遊び場設置事業」（平成22年度～平成24年度）

子どもたちが、集団の中で、和の大切さやルールを学びながら、屋外で伸び伸びと遊ぶことのできる遊び場を整備する。

(2) ひがしね版 認定子ども園

「東部子育てサポートセンター（仮称）整備事業」（平成23年度～平成25年度）

老朽化した東郷児童センターの建てかえを契機として、市内東部地区における多様な保育ニーズに対応するため、児童センター、保育所及び学童保育機能をあわせ持った東根方式の「児保学複合施設」を整備する。

(3) 身近な場所で楽しく子育て

「ミニ公園遊具整備事業」（平成22年度～）

各地域における身近な遊び場の充実を図るため、保育所、児童館及び都市公園に遊具を整備し、屋外版子どもの遊び場との連携を図る。

(4) 小学校3年生までの医療費無料化

「小学校低学年医療費無料化事業」（平成22年度～）

未就学児の医療費無料化事業を小学校3年生まで拡大する。

(5) 不妊治療への助成

「このとり支援事業」（平成22年度～）

山形県特定不妊治療費助成事業の対象者に年20万円（上限5年）を助成する。

(6) 子育て中の悩み・不安の解消を手助け

「育児相談充実事業」（平成22年度～）

保育施設に臨床心理士を派遣し、障がい児の子育て等について、より専門的な見地からの相談体制を整備する。

5 期待される効果・成果

複合施設としての特色を生かし、さまざまな機会において世代間交流が図られている。今後は、子育て支援ネットワークの推進、健康・生きがいづくりの推進などの市民と行政による協働のまちづくり活動及び情報発信の拠点施設としての展開により、市民の交流や支え合いによる安心と生きがいを持って暮らせるまちづくりが期待されることである。

6 今後の課題

施設使用料の減免対象団体の認定基準等の明確化を初め、総合保健福祉センター（複合施設）であることから、より専門性の高い要望や施設の利便性の向上など多種多様なニーズにこたえていくことが課題である。今後は、より多くの人々から親しまれ、利用者が快適に利用できる施設運営に努めていくことが課題となる。

◎ 主な質疑

- ・遊び場事業でのいわゆるプレーリーダーの活用について
- ・このとり支援事業での目標値及び医師会等との連携について
- ・保育所待機児童数について
- ・認可外保育施設利用者への助成について
- ・休日保育の利用条件、利用料及び利用者数について

◎ 主な提供資料

- ・東根市の子育て支援施策
- ・東根市さくらんぼタントクルセンターの概要
- ・さくらんぼタントクルセンターリーフレット
- ・子育て応援マニフェスト2010
- ・子育て応援5つ星の実績について等

いきいき市民健康プラン

1 計画の目的及び経緯

仙台市では、従来から疾病の早期発見・早期治療を中心とする二次予防に重点を置いた市民への直接的な保健サービスを展開してきた。平成12年10月、市民5,000人を対象に「仙台市民の健康意識等に関する調査」を実施し、市民の健康意識と生活状況が明確となったことや、昨今の急速な高齢化、食生活の変化などによる生活習慣病の増加とそれに起因する要介護者の増加が懸念されることから、健康的な生活習慣によって疾病の発症を予防する一次予防対策に踏み込んだ施策を展開するものとした。そこで、市民生活に係るあらゆる主体との連携強化による有機的な活動を推進していくヘルスプロモーションの手法を取り入れ、市民へのよりわかりやすい健康目標を提示し、具体性のある効果的な施策展開を図るため、健康づくりの計画として「いきいき市民健康プラン」を策定した。計画では、基本目標を「～のばそう健康寿命～市民一人一人の健康づくりをみんなで支えるまち・仙台」として、生活習慣病の予防による健康寿命¹の延伸を目指している。

2 計画の概要

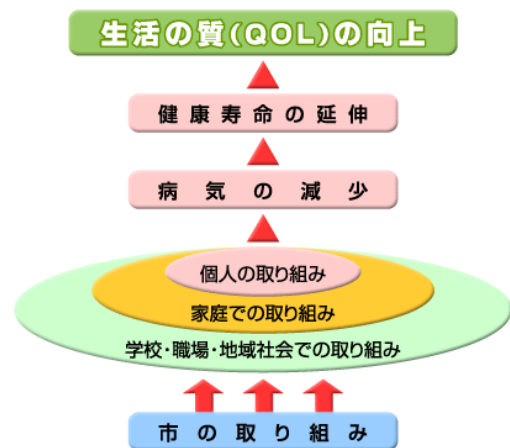
(1) 基本理念〔図1〕

すべての市民が健康で明るく、元気に生活できる市民社会の実現に向け、壮年期死亡や要介護状態の人を減少させ、健康寿命を延ばし、健康に関連する生活の質（QOL²）の向上を目指す。

(2) 実現手法

- ア 市民一人一人は、自己の責任において積極的に健康づくりを進める。
- イ 学校・職場・地域社会などの各主体は、健康づくりに関する活動を活発に行う。
- ウ 市は、市民や各主体の取り組みを支

図1 基本理念



出典：杜の都のいきいき健康ネット

¹健康寿命

病気や介助等なく心身ともに自立して活動できる期間。平均寿命から要介護期間を差し引いて算出する。

²QOL：Quality of Life

一般的には、生活者の満足感・安心感・幸福感を規定している諸要因のことを示す。

援し、市全体の健康づくりを総合的に推進する。

(3) 計画期間及び経過

国の「健康日本21」や「仙台21プラン」との整合性を図るため、計画期間を平成14年度から平成22年度とした。ただし、変化の激しい現代社会に対応するため、毎年計画の進行管理を行うとともに、平成18年度（中間年）には中間評価と計画の見直しを行い、平成19年度に「いきいき市民健康プラン後期計画」を策定するなど目標達成に向けた効果的な施策展開を図っている。平成21年度には、計画の最終評価に当たっての基礎資料として、計画策定時及び中間評価時に実施した調査と同様の「仙台市民の健康意識等に関する調査」を実施し、市民の健康に対する意識・行動の変化を集約した報告書を作成・公表している。現在、計画の最終評価を実施し、平成23年度からの次期計画を検討している。

(4) 100万人の健康づくり指標

計画では、あらゆる主体が共通して目指す具体的な目標を示すとともに、計画の達成度を評価するため、行動指針に各ライフステージでの健康づくり行動のポイントを「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・心」「歯・口」「たばこ」「アルコール」の「6つの生活習慣分野」で示し、各分野の取り組みに相乗的・複合的に係る「総合的な分野」を加えた指標を設定している。

また、その内容や性格により、健康指標（市民の健康状態をあらわす指標）、行動指標（市民の意識や行動をあらわす指標）、環境指標（市民を取り巻く環境をあらわす指標）を設定している。

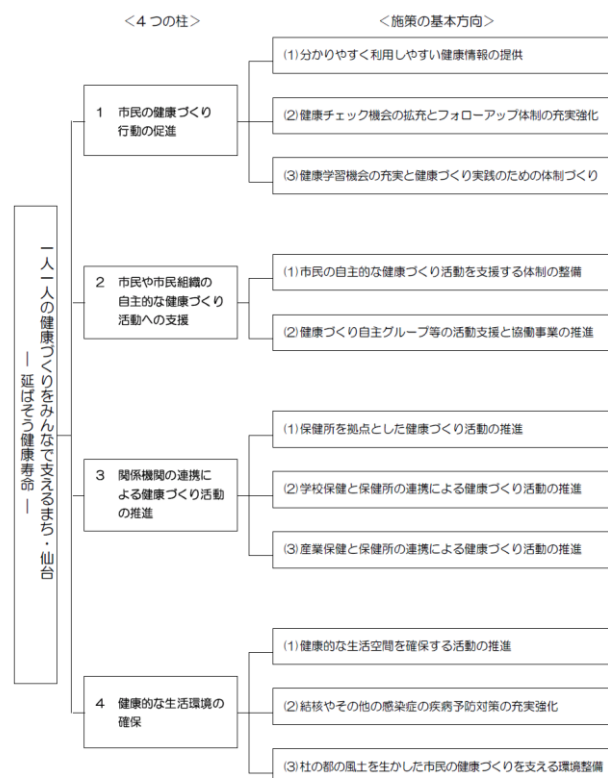
(5) 健康づくり施策体系に沿った取り組み〔図2〕

基本目標の達成に向けて、施策を横断的に体系化し4つの柱と11の基本方向のもとに展開している。

(6) 後期重点戦略

中間評価を踏まえ、より効果的・効率的な計画の推進を図るために、4つの分野の重点戦略を選定し、市民全体を対象とした健康づくりの普及と個別支援

図2 健康づくり施策体系



出典：いきいき市民健康プラン後期計画

の必要な市民を対象とした取り組みを組み合わせた効果的な推進を図っている。

<後期重点戦略～4つの分野～>

ア 生活習慣病予防：内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の概念導入・がん対策

イ 心の健康づくり：自殺予防対策

ウ 健康的な食生活と歯・口の健康づくり：食育の推進・口腔機能向上

エ たばこと健康：若い世代対策・分煙化推進

3 計画の特徴

(1) 社会全体で取り組む計画

行政だけで実施していくものではなく、市民、企業、関係機関、市民活動団体など社会全体で取り組んでいくものとしている。

(2) 指標を用いて進行管理する計画

社会のあらゆる主体がかかわって実現していくものであることから、共有すべき目標を明確に示し、かつその達成度を評価する物差しとしての指標を設定する。これを用いて、市はもとより各主体の活動の成果を適切に評価し、その後の健康づくり運動に反映していく進行管理の仕組みを構築し、着実に運用していくものとしている。

(3) 重点課題を明確にする計画

健康づくり運動を効果的に展開するため、仙台市民の健康実態を踏まえるとともに、科学的な根拠に基づいて重点課題を定め、これに優先的に取り組むものとしている。

4 杜の都のいきいき健康ネット

(1) 目的及び概要

計画の柱に掲げた「市民の健康づくり行動の促進」を実現するために、平成14年10月に健康づくりに係る情報提供に特化したホームページを開設し、市民の素朴な疑問を解決する「健康づくりQ&A」や各ライフステージに応じた健康づくりのポイントを紹介するなど、市民が気軽に健康づくりに参加し多様な健康情報を入手できる仕組みとなっている。

(2) 事業経費

約300万円（デザイン委託料）

(3) 運営形態

市健康増進課と各区の保健福祉センターの職員（保健師、栄養士を含む）で検討部会を設置し、コンテンツの原案を作成し、業者にデザインを委託して運営している。

5 関連事業

(1) 健康づくり行動宣言

健康づくりについて、市民や団体が「やってみよう」「これならできそう」と思うことや挑戦したいことなど健康づくりの目標や決め事を宣言し、取り組み状況や結果を報告していくことによって、同じ目標を持つ方への励ましや貴重なアドバイスとしていく。宣言や報告は杜の都のいきいき健康ネットで行うことができ、参加者の取り組み状況等も閲覧できる仕組みとなっている。

(2) 健康づくりサポート店

メニューの栄養成分表示や禁煙・分煙を実施する飲食店などに「健康づくりサポート店」として登録を呼びかけ、市民の健康づくりを応援している。平成22年3月末現在では507店舗が登録し、その約8割が禁煙もしくは分煙を実施している。

(3) 禁煙チャレンジャー

初回に個別の面接による問診やたばこ依存度検査を行い、禁煙開始から3カ月の期間に禁煙段階に応じた相談・助言を無料で行っている。現在は、禁煙外来や禁煙薬局の案内が多くなっている。

6 今後の課題

- (1) 市民の健康づくりへの関心のさらなる啓発
- (2) 杜の都のいきいき健康ネットの利用促進と誘導
- (3) 市民活動団体、講座等での口コミなどを活用した事業のPR
- (4) 健康づくり行動宣言参加者の個人情報の管理

◎ 主な質疑

- ・心の健康づくりにおける自殺対策について
- ・杜の都のいきいき健康ネットの利用状況及びネット弱者への対応について
- ・健康づくり行動宣言に係る参加状況及び個人情報の取り扱いについて
- ・健康づくりサポート店の登録状況及び参加促進の取り組みについて
- ・子どもの食育推進の取り組みについて

◎ 主な提供資料

- ・いきいき市民健康プランについて
- ・いきいき市民健康プラン後期計画 概要版
- ・健康づくり行動宣言
- ・健康づくりサポート店を募集しています！

市民活動サポートセンター

1 施設の設置目的及び機能

(1) 設置目的

仙台市では、ボランティア活動やNPO活動などの市民公益活動³を総合的に支援するとともに、市民・企業・行政の連携及び交流促進の場を提供することを目的として、「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」に基づき、平成11年6月にその拠点施設として仙台市市民活動サポートセンターを設置した。

(2) 機能

- ア 市民活動の場の提供
- イ 市民・企業・行政の連携及び交流の推進
- ウ 市民活動に関する情報の収集・提供
- エ 市民活動に係る人材の育成
- オ 市民活動に関する相談の対応

2 施設の歩み

(1) 調査研究（平成7年～平成9年）

阪神・淡路大震災を一つの契機として、市民と行政の連携のもと市民活動を支援していく仕組みづくりなどについて幅広い調査研究を行った結果、活動の拠点、団体間の交流の拠点及び情報交換の拠点としての機能を持った施設の必要性が認識された。

(2) サポートセンター構想の具体化（平成10年）

仙台市総合計画に市民活動支援の姿勢を明確に打ち出し、平成9年に仙台市市民公益活動支援策検討委員会、平成10年に（仮称）仙台市市民活動サポートセンター整備市民委員会を設置し、市民活動支援策の柱の一つとして、市民活動サポートセンターの設置について具体的な検討を行い、市民参加・市民主体の議論が活発に展開され、公設民営型のサポートセンター構想が具体化した。

(3) 開館（平成11年）

平成11年3月にサポートセンターの管理運営団体を公募し、選考委員会において公開コンペ方式による審査などの経過を経て、平成11年6月30日、全国初の「公設NPO営」の仙台市市民活動サポートセンターを開館した。

(4) 移転（平成18年）

³市民公益活動

「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」において「市民が自発的に行う公益性のある活動で営利を目的としないもの」と定義している。

施設の老朽化などにより、仙台市市民公益活動促進委員会からの答申を受け、移転を決定し、平成18年9月1日に現在地に移転オープンした。

(5) 管理運営の変遷

ア 平成11年6月～平成15年3月

公開コンペにより選考した「特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター」に運営管理を委託

イ 平成16年4月～平成19年3月

指定管理者制度への移行に伴い、非公募により同法人を指定管理者に指定

ウ 平成19年4月～

平成18年度及び平成21年度に指定管理者の公募を実施し、審査選考の結果、同法人を指定管理者にそれぞれ指定した。

3 施設の概要

(1) 敷地面積

399.17平方メートル

(2) 延べ床面積

2,320.94平方メートル

(3) 構造

鉄骨鉄筋コンクリート造地

下1階地上7階建て

(4) 開館時間

平日：午前9時～午後10時

日曜・祝日：午前9時～午後6時

(5) 休館日

毎月最終水曜日及び12月29日～1月3日

(6) 主な施設・設備



出典：仙台市市民活動サポートセンターリーフレット

	主な用途・主要室名
7階	事務用ブース、交流サロン
6階	セミナーホール（120名）
5階	交流サロン、貸しロッカー（大型10個、中型28個、小型80個）
4階	研修室3（24名）、研修室4（10名）、研修室5（50名）
3階	研修室1（20名）、研修室2（25名）、交流サロン
2階	事務局
1階	情報サロン、印刷作業室、レターケース、事務局（受付）
地下	市民活動シアター（167名）

(7) 管理運営

ア 指定管理者（公募）

特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター

イ 業務内容

(ア) 施設管理業務

(イ) 情報収集・提供業務

(ウ) 相談業務

(エ) 人材育成、ネットワーク推進事業、市民公益活動への誘導・啓発事業等の実施

(オ) 資料購入・整理・貸し出し

(カ) 施設・設備使用料徴収業務

(キ) シニア活動支援センターの運営

(ク) 連絡調整業務、その他市長が必要と認める業務

ウ 指定管理料

指定期間5年間：3億8,493万4,000円（平成22年度：7,606万7,000円）

エ 勤務体制

(ア) スタッフ数：19人（常勤：13人、非常勤6人）

(イ) シフト：常時5人以上が勤務

4 市民活動支援事業

(1) 人材育成事業

市民公益活動に携わる人材の育成及び能力開発

ア 講座等

NPOいろは塾、ステップアップ講座

イ 相談事業

事務用ブースインキュベート相談、協働相談

(2) 市民公益活動への誘導・啓発事業

市民公益活動の誘導・啓発・普及に資する事業

ア 出前サポセン

市民センター等を会場として、地域で活動する市民活動団体の情報提供やNPOの基礎を学ぶミニ講座や交流会を開催

イ せんだいCARES⁴実行委員会との連携

広報支援やイベント等の会場としての施設活用など施設趣旨・機能の発信

⁴せんだいCARES

仙台のまちのお世話（ケア）をしているNPOの活動に、市民、企業及び行政が「一緒に・楽しく」参加することで、仙台を住みやすいまちにしていくためのキャンペーン

(3) 交流促進事業

市民公益活動団体、行政、企業等の横断的な連携・交流を図る機会の創出とコーディネート

ア 市民活動アワード

市民活動団体や社会貢献活動に取り組む企業等のすぐれた取り組みをたたえる公開表彰式の開催

イ 協働セミナー

協働を実施しようとしている行政及びNPOを対象に、より実践的な立場から現場に即したセミナーの開催

(4) 市民活動シアター活性化事業

市民活動シアターの利用促進

ア ウィークデーシアター

平日限定での自主事業の開催や稼働率の低い平日の利用形態の提案によるシアターの活性化

イ 市民活動シアター運営アドバイザー会議

外部からのアドバイザーを招いたシアター運営会議の開催

(5) 調査事業

サポセン利用団体アンケート調査、市民活動団体ヒアリング調査

5 取り組みの効果・成果

(1) 市民公益活動、NPO等についての市民理解及び信頼性の向上

(2) 市民公益活動のすそ野の広がり及び人材育成

(3) 活動の場、情報発信・収集の場を提供することによる市民公益活動団体の継続的活動の促進、運営力の強化

(4) 全国初の「公設NPO営」施設として、市民参画による先進的な公共施設運営を行い、利用者満足度の高い施設となったこと

6 今後の課題及び方向性

(1) 市民公益活動団体の運営力を強化し、自立を促すための効果的な支援を行うこと

(2) 市民公益活動の自主的・主体的参加者をふやすための啓発及び働きかけを行うこと

(3) 地域施設及び目的別施設との連携による支援の充実を図ること

(4) 町内会等地縁団体と市民公益活動団体との連携を促進し、市民公益活動の活躍の場を広げるとともに、地域の活力を増すこと

(5) 企業の社会貢献活動の促進に資する取り組みを行うこと

◎ 主な質疑

- レターケースの利用について
- 印刷物の事前確認の有無について
- 研修室の利用制限について
- 市民活動共同事務室（事務用ブース）の電話回線の利用及び契約について

◎ 主な提供資料

- 市民活動サポートセンター説明資料
- 仙台市市民活動サポートセンターリーフレット
- 仙台市シニア活動支援センターリーフレット
- 仙台市市民活動サポートセンター10周年記念誌

〔最後に〕

以上、調査事項について資料等による説明、施設の視察、各委員の質疑等によって判明したことを含め、視察の概要を記した。

なお、視察項目の設定に当たっては、本市における現在の行政課題等を念頭に行ったものである。

また、視察時間を有効に活用するため、事前に視察項目に関する資料を取り寄せ、本市事業との比較、検討を行った上で視察に臨んだ。

本委員会は、これらの成果を今後の委員会活動はもとより、市行政に反映させていくことを確認し、管外視察の結果報告とする。